

○地方公務員災害補償法の一部を改正する
法律の施行について

（平成8年6月7日地基審第34号）
各支部長あて 理事長

標記について、自治事務次官から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

今回の改正は、地方公務員災害補償に係る不服申立ての迅速かつ適正な処理を図るため、審査請求後3箇月を経過しても支部審査会の決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、本部審査会に対して再審査請求をすることができることとする等の整備を行うとともに、本部審査会の委員を増員する等審査体制の整備を行うものです。

なお、当職より別途支部審査会会長あて、支部審査会の事務処理体制の整備、審査会運営のあり方等について検討をお願いしておりますが、貴職におかれても特段のご配慮をお願いします。

（別添略）